離婚届の記入例

届書を提出する年月日を記入してください。この日付が離婚日になります。

氏は、離婚前の氏を記入

住所は略さず記入し、アパート名まで正確に記入してください。
転入・転居を同時にする場合は、異動後の新しい住所を記入してください。なお、「住所異動届」の提出が別途必要です。

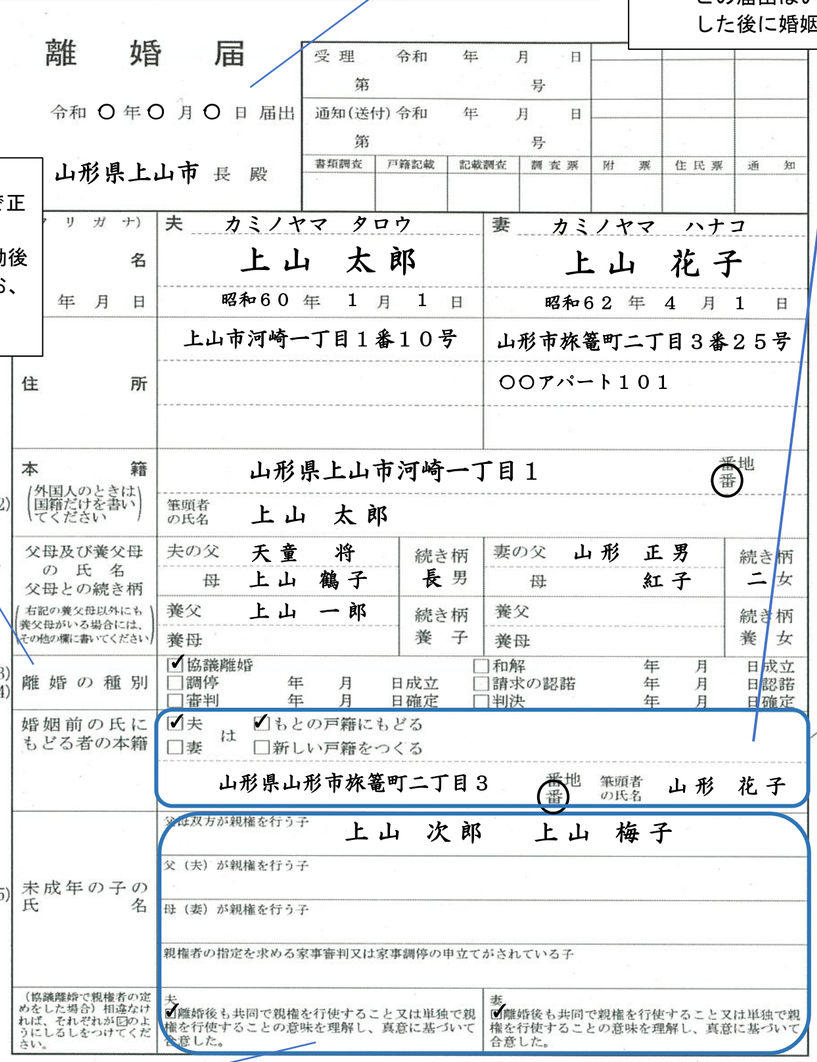
父母が婚姻中のときは、母の氏を省略することができます。
離婚等で氏が変わっている時は、現在の氏を記入してください。

≪離婚の種別≫

該当する種類に☑してください。
協議離婚**以外**の場合、確定または送達または交付の日から**10日以内**に、裁判等の申立人が届出をする必要があります。

※協議離婚**以外**の場合は次の書類を添付してください。
調停離婚⇒調停調書の謄本
審判離婚⇒審判書の謄本及と確定証明書
和解離婚⇒和解調書の謄本
認諾離婚⇒認諾調書の謄本
判決離婚⇒判決離婚の謄本と確定証明書

≪婚姻前の氏にもどる者の本籍≫
○婚姻の際に氏が変わった方（夫または妻）に☑してください。
○戸籍と氏の選択については、次の３通りの方法があります。
(1) **婚姻前の戸籍と氏にもどる ⇒ 「もとの戸籍にもどる」に☑**
婚姻前の本籍を記入してください。婚姻前に入っていた戸籍に現在も在籍する方がいる場合は、その戸籍にもどることができます。
(2) **新しい戸籍をつくり、婚姻前の氏にもどる ⇒ 「新しい戸籍をつくる」に☑**
新しい本籍を記入してください。本籍は、土地の地番があればどこにでも置くことができます。筆頭者はもとの氏にもどる方になります。
(3) **新しい戸籍をつくり、離婚後も婚姻中の氏を名乗る ⇒ <u>この欄は記入しないでください</u>**
別途「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法７７条の２の届）」を市区町村役場へ提出してください。
この届出はいつでもすることができますが、離婚から３カ月を超えて提出する場合は、裁判所からの許可が必要になります。また、この届出をした後に婚姻前の氏にもどる場合にも裁判所からの許可が必要になります。届出をする場合は、よく考えてから提出してください。



離　婚　届

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 届出

山形県上山市 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号
通知(送付) 令和 年 月 日 第 号
書類調査 / 戸籍記載 / 記載調査 / 調査票 / 附票 / 住民票 / 通知

	夫	妻
(フリガナ) 名	カミノヤマ タロウ 上山 太郎	カミノヤマ ハナコ 上山 花子
年月日	昭和６０年 1月 1日	昭和６２年 4月 1日
住所	上山市河崎一丁目１番１０号	山形市旅篭町二丁目３番２５号 ○○アパート１０１
(2) 本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	山形県上山市河崎一丁目１ 番地	
筆頭者の氏名	上山 太郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください)	夫の父 天童 将 / 母 上山 鶴子 / 養父 上山 一郎 / 養母	続き柄 長男 / 続き柄 養子
	妻の父 山形 正男 / 母 紅子 / 養父 / 養母	続き柄 二女 / 続き柄 養女
(3)(4) 離婚の種別	☑協議離婚 / □調停 年 月 日成立 / □審判 年 月 日確定 / □和解 年 月 日成立 / □請求の認諾 年 月 日認諾 / □判決 年 月 日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	☑夫 ☑もとの戸籍にもどる / □妻 □新しい戸籍をつくる / 山形県山形市旅篭町二丁目３ 番地 / 筆頭者の氏名 山形 花子	
(5) 未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 上山 次郎 上山 梅子 / 父（夫）が親権を行う子 / 母（妻）が親権を行う子 / 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが□のようにしるしをつけてください。	夫 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

(6)(7) 同居の期間	令和△年 △月から	令和○年○月まで
(8) 別居する前の住所	上山市河崎一丁目１	番地 (番)１０号
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	□1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☑3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で働め先の従業者数１年未満の契約の雇用者は５） □4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々また □5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6.仕事をしている者のいない世帯	
(10) 夫妻の職業	(国勢調査の年… 年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
	夫の職業 専門・技術職	妻の職業 専門・技術職
その他		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 上山 太郎 (印)	妻 上山 花子 印

※押印は任意

(7)(8)は、別居していないときは記入の必要はありません。

必ず**<u>届出人本人が署名してください</u>**。
協議離婚以外の場合は、申立人が届出人になりますので、申立人のみ署名してください。片方の欄は空欄になります。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	上山 きりん 印	山形 一男 印
生年月日	昭和35 年 3 月 1 日	昭和35 年 2 月 1 日
住所	上山市河崎一丁目1番10号	山形県山形市旅篭町二丁目 3番25号
本籍	山形県上山市河崎一丁目 1 番地	山形県山形市旅篭町二丁目 3 番地

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合に
に別の届書を提出する必要があります。）。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてく
届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられま

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について
☑取決めをしている。 □まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
親子交流について
☑取決めをしている。 □まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について
☑取決めをしている。
□まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費。教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

≪証　人≫
協議離婚のときは成年者２人の署名が必要です。
外国人でも証人になることができます。

未成年の子や経済的に自立していない子がいる場合は、こちらも忘れず記入してください。

<u>未成年の子</u>がいる場合は、親権を行う者の欄に子の氏名を記入してください。また、親権の指定に相違がなければ、忘れずに✓をつけてください。
成人した子については、経済的に自立していない場合でも記入の必要はありません。

◎時間外に提出する場合の注意点
離婚届は、平日の時間外や土・日・祝日等も提出することができますが、内容に不備があった場合、訂正をお願いすることがあります。待ち時間の短縮及び円滑な手続きのため、できるだけ市役所で事前審査を受けてくださいますようお願いします。

ご持参いただくもの
□ 離婚届　１通
□ 本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）
→確認できなかった届出人の方については、<u>本人宛に後日通知を送付します。</u>
□ マイナンバーカード（<u>お持ちの方で、氏が変更になる方</u>）

※離婚届と同時に住所異動の手続き（転入・転居・世帯主変更等）をする方は、次のものもご持参ください。
なお、住所異動の手続きは時間外（土曜・日曜・祝日）は受付できませんので、ご注意ください。

□ 転出証明書（<u>転入手続きをする方</u>。「転入の特例」に該当する場合はマイナンバーカード。）
□ 国民健康保険資格確認証（<u>国民健康保険に加入している方</u>）
□ マイナンバーカード（<u>お持ちの方</u>）

【お問い合わせ先】

上山市役所　市民生活課
TEL：０２３-６７２-１１１１
（内線１１３）
【事前相談・審査】
上山市役所１階　３番窓口